

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 29 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01259

研究課題名（和文）虚偽の言論規制と人格権保護に関する比較法研究

研究課題名（英文）A Comparative Study on Possible Regulation of False Speech and Claims Based on Personal Right

研究代表者

東川 浩二 (Higashikawa, Koji)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：60334744

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：虚偽の言論を規制する法律（＝事前規制）と、被害の救済（＝事後救済）について比較法研究を行った。米国法は、虚偽の言論の規制の余地を残しており、近年規制の動きはむしろ強まっていることが確認された。総じて懸念されているのは過剰規制の問題であり、立法技術によって乗り越える可能性は未だ残されている。またドイツ法は国民の意見形成の自由に奉仕するジャーナリストの義務の中に虚偽を排除することを読み込んでおり、ここには虚偽の言論の規制と我が国で言う知る権利との接続を確認することができる。救済の場面では、我が国では補充的な利益である名誉感情の侵害を、プライバシー侵害として読み込む諸外国の動きが確認された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

米国法の理解と現状についての知見を更新できたことが大きな成果である。我が国では、連邦最高裁が、問題のある言論を言論の自由を根拠に結果として保護しているため、米国法が虚偽の言論の規制に消極的であると即断してしまいがちである。しかし実際には、選挙言論を中心に、虚偽を規制しようという動きは、裁判所による違憲判断があるにもかかわらず、むしろ活発化しており、強い関心を示す論文が出版され続けている点が注目される。虚偽といえども規制できないという前提を取ることは、近年の急速なAI技術の発達と、それに伴う政治的意図を持った虚偽の拡散の危険性を考えた時、米国法の結論部分を表面的に参照することは不適切である。

研究成果の概要（英文）：This is a comparative study on possible regulation of false speech. Focusing on specific area of law, which is laws for election campaign, we discovered that the vast majority of US jurisdictions have been eager to regulate false campaign speech. Concerns on over-regulation of problematic speech, which would be found unconstitutional by courts, still remain. It would be fair to say, however, that the US laws never close their eyes to the problem of false speech. German law also recognizes legal duty of journalist taking out of falsehood in its speech, which is associated with the right to know in Japan's context. With respect to remedial phase, Japanese law has been struggling in finding a proper cause of action. Looking into common law jurisdictions, the torts of false privacy or false light have been emerging and used to deal with the harms of false speech that would not be recognized in Japanese law. Introducing those torts might be an available option.

研究分野：外国法 アメリカ憲法

キーワード：言論規制 虚偽の言論 フェイク・ニュース プライヴァシー 番組放送準則 知る権利

1. 研究開始当初の背景

本研究は、虚偽の言論が引き起こす問題、とりわけ虚偽の情報を意図的に流布することの規制可能性と具体的な手法、さらに救済の方法について検討する比較法研究である。2016年の米国の大統領選挙を1つの契機として、フェイクニュースの問題が我が国でも広く議論されるようになったが、これを規制することができるか(公法的、事前的規制)また、フェイクニュースの素材とされた人物や、フェイクニュースを信じてしまった人は、どのような救済(私法的、事後的救済)を得ることができるのかを、比較法の手法を用いて、研究しようとするものである。

2. 研究の目的

法律学の世界では、虚偽の事実をもって他人を攻撃することは、名誉毀損として議論してきた。また他人を欺いて財物を交付させたり、財産上の利益を受けることは詐欺罪の問題として議論してきた。では、名誉毀損にも詐欺にも該当しないが、人の判断を誤らせる目的で、事実と異なる説明をすることは、法的にどのように評価されるのか。例えば「A国はXという政策を採用し、我が国は損害を被っている」という虚偽の発言の場合、誰の名誉も低下しておらず、またプライバシーも侵害されていない。特定の個人に言及している場合、例えば「B氏は、Yという政策を支持している」とか「B氏はZ党の党员である」という場合であっても、事実と異なる情報を流布されたということだけでは名誉毀損にはならない。真実の情報であればプライバシー権の侵害にはなりうるが、虚偽の場合は侵害されたプライバシーはないことになる。従って、このような虚偽の発言を行った者は、道義的な非難を受けることはあっても、法的責任を負うことはない。

言論の問題を扱う憲法学での議論はどうか。伝統的には、このような虚偽の言論については、本来対抗言論で対処すべきであり、国家に虚偽の言論を規制する権限を与えるのは危険であるとされてきた。虚偽に対しては真実で立ち向かうのが、憲法的に正しい対応であり、この考え方は、判例・学説においても、広く承認されていると言って良い。もっとも、これを過度に普遍化すれば、悪意を持って人を騙そうとする者よりも騙される者が悪いことになる。また上記の政治に関する言論が関係する選挙運動中の言論の場合、例えば投票日直前に虚偽の情報が流布された場合、真実による虚偽の訂正を期待できるとは言えない。これは政治家が公約を守らない場合には次の選挙で落選させれば良いというレベルの議論とは本質的に異なる、有権者個人の参政権の適正な行使を妨害する行為と言えるのではないだろうか。候補者本人に関することは虚偽事項公表罪(公職選挙法第235条第2項)が適用できるが、候補者以外でも選挙政治で影響力を有する人物や事柄は無数にある。従って、虚偽の言論の意図的な流布を、言論の自由の名の下に放置することは、結果的には、言論の自由な流通により真理に到達するという、言論の自由という憲法的権利の存在理由と根本的に矛盾することになる。

このように、虚偽の言論を故意に流布することにより、他者に対して、本来しなかったはずの誤った判断や行動をさせることの問題は、民事上の事後的救済であれ、公法上の事前規制であれ、伝統的な法制度の枠組みでは十分にカバーできない領域があることを示している。本研究は、虚偽の言論を、十分な情報に基づいた個人の自己決定を阻害するもの、また、政策論争の場面においては、個人の政策評価に不当な手段で影響を与える、反民主的なものではないかという疑問を出発点として、これに対応するための理論構成、規制の方法、および範囲を明らかにする。これにより、これまで憲法が長く保護してきた、自由な言論の流通を維持・促進しつつ、個人を望まない意思決定から保護するための、調整原理を探求しようとするものである。

3. 研究の方法

本研究は、諸外国における虚偽の言論の規制や判例の状況、学界の理論動向を参照する、比較法研究が中心になる。アメリカ法は、諸外国の法と比較して、言論の自由の極めて強い保護を与えてきたことで知られ、他方ドイツ法では、ヘイトスピーチ規制の文脈で「アウシュビッツの嘘」など、一定の虚偽の言論は規制の対象となっている。本研究ではアメリカ法とドイツ法の差異に注目して、言論の自由を保護しなければならない理由の探究を一方の極として、他方で、言論規制を行なってでも保護すべき権利や利益があるとすればそれはどのようなものか、ということドイツ法を参照しながら明らかにしようとするものである。この探求は、虚偽の言論を規制する際に、その規制についての、規制当局と、市民や具体的にはインターネットのプロバイダーやSNS事業者といった、規制される側との間で共通理解を持つために必要であり、また、どのような場面でどのような性質の虚偽の言論が規制されるのかという、規制の限界を画する上でも必要である。

4. 研究成果

アメリカ法の状況について、以下のことが確認された。大前提として、アメリカ法が、虚偽の言論の規制に極めて消極的であることが再度確認された。虚偽の言論規制の合憲性が大きく取り上げられた事例としては *United States v. Alvarez*, 567 U.S. 709 (2012)があるが、それ以

前においては、名誉毀損において議論されることがほとんどであった。本研究では、著名な名誉毀損に関わる判例を網羅的に調査した結果、結論として、名誉毀損の成立を認めるものはごく少数の悪質なものとどまり、言論の自由による保護を与えるものが大多数であった。選挙に関する虚偽の言論も、アメリカ法は総じて、言論の自由に軍配を上げるものが多いと言って良い。代表的な例は、オハイオ州の規制法が違憲とされた *Susan B. Anthony List v. Driehaus*, 814 F.3d 466 (6th Cir. 2016) である。本件は議員の投票行動について虚偽の事実に基づく批判を行ったことがオハイオ州の規制法に違反すると主張されたが、最終的に裁判所は、当該規制法が、政治的言論を萎縮させるものであるとして、憲法違反であると判示した。

しかしながら同判決の舞台となったオハイオ州での現地調査では、選挙管理委員会の記録の調査により、虚偽の陳述を理由とした申立ては、毎年一定数行われていたことが分かった。オハイオ州サミット郡選挙管理委員会メンバーとのインタビューで明らかになったことは、選挙における虚偽言論の問題が、一定程度の重要性を持って選挙管理委員会で扱われ、当事者を交えた審問を開くなかで和解的に解決されるなど、統計に現れない、問題の存在と実質的な解決が行われてきたという事実である。また、この審査においては、これまでアメリカ法が発展させてきた多くの知見が導入されていることも確認できた。例えば、OHIO REV. STAT. § 3517.21(B)(9), (10) (Unfair Political Campaign Activities) では、言論の自由との調整を図るために、*New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964) 以降、広く用いられるようになった、虚偽であることを知っていたか、不注意にも虚偽であることの可能性に配慮しなかった場合にのみ名誉毀損を毀損を認めるという、現実の悪意基準が採用されている。また、単なる誤解や誤報を過剰規制から排除するための仕組み、虚偽の言論の規制目的を選挙結果に影響を与える目的であると限定すること、選挙管理委員会で予備的に審理したのち、検察官に事件が委ねられ、最終的に訴追され、有罪とされることを要するなど、複数の段階で、軽微なものに対する過剰規制を排除することが意図されていたことは、注目すべきである。

これらのことを念頭におきながら例えば前述の *Susan B. Anthony List v. Driehaus* 判決の判決文を精査すると、そこで警戒されていることは、例えば候補者の身長について虚偽の情報を流布することを、選挙に関する虚偽の言論に含むというような、過剰規制の問題であった。実際にはこのような過剰規制は起きていないにもかかわらず、このような警戒心をもって裁判所が規制法を審査したことは、憲法における厳格審査の趣旨を適切に実行に移していると肯定的に評価することができる。しかし、換言すれば、虚偽の言論を、思想の自由市場で戦わせておくのが最善であるというような楽観論は、およそ違憲論の中心にはなく、有権者を混乱と不当な不安から保護すると言う州の利益は、厳格審査をも通過する、非常に重要な利益であると認定していることは、極めて重要である。

虚偽の言論の(結果的な)保護は、虚偽の言論も民主制に資する有意義な言論であるという裁判所の判断によるものではない。このことは次のことから指摘できる。本研究にいたる準備段階において、名誉毀損に関する著名判例についてその判決理由を詳細に検討したところ、多くの最高裁判決が、虚偽の言論は無価値、または低価値であるという考え方に一定の支持を与えていることが既に確認されていた。虚偽の言論は無価値としつつ、なお言論の自由を優先させたアメリカ最高裁判例の理由づけを検討して明らかになるのは、無価値・低価値の言論を規制するというのではなく、社会のにとって有害性が明らかな言論を規制するという考え方であった。

このような考え方は、現在の選挙における虚偽の言論の規制の必要性が高まり、多くの州でそのような対策がとられている事実と整合的である。科研費の支援を受けたアメリカでの調査では、19の州で虚偽の陳述を規制していたが、その後継続的に調査を行ったところ、2022年時点では38の州に増加しており、間接的な規制を含めれば、48州とワシントンD.C.において、何らかの形で虚偽の言論を規制している。虚偽の言論の問題は、フェイクニュースの問題として広まったが、近年、選挙や政策論争の場面においては、disinformation(意図的な誤情報の拡散)やmisinformation(誤った情報、不正確な情報の結果的な流通)という語が広く使われるようになり、その問題の深刻さを浮き彫りにしている。また文字情報だけにとどまらず、AIによって作成された映像を利用して、虚偽の情報をより信憑性を持たせた形で流布させる deep fake と呼ばれる問題も現れてきている。2021年1月にはトランプ元大統領が扇動したとされる、合衆国議会襲撃事件が発生したが、この事件を受けて、ワシントン州では選挙結果に関する虚偽の事実を流布することを禁止する州法が提案された。言論を規制する法律は、一般的には自由な意見交換に基づく政治とは逆向きに映るため、しばしば反民主的であると攻撃されるが、この州法の提案者のワシントン州のインズリー知事は、民主主義を保護するための立法であることを強調した。最終的に立法には至らなかったものの、こうした動きが見られる背景に、虚偽の言論を流通させることへの深刻な憂慮が、確実に広がっていることは間違いない。我が国における言論の自由に関する比較法研究は、最高裁判決の分析を中心とし、結論において言論の自由を保護していることもあって、アメリカ法においては、虚偽の言論といえども言論の自由の保護の対象となると理解されがちである。しかしながら、最高裁判決の結論部分には現れない、判決文の丁寧な分析や、連邦レベル以外での立法の動向の分析、虚偽の言論とそれが引き起こす害悪に向き合わなければならない当事者レベルの対応の分析からは、アメリカ法においても、虚偽の言論について深刻な懸念が共有されているといえる。このことを確認できたことは、大きな成果であり、また今後の比較法研究の在り方に反省を迫るものであると考える。

虚偽の言論の規制が許されるとすればそれはなぜか。例えば政策 A、B、C のうち 1 つを選ぶと

しよう。民主政の伝統的なモデルでは、有権者は政策 A、B、C に対してそれぞれ賛成・反対を自由に意見表明し、議論を戦わせたのちに、投票を行い、最多得票を得た政策が採用されることになる。この時、A に対して(あるいは B、C に対して、以下同じ)賛成する意見は大きく取り上げる一方、他に対する意見は制限するというのは、典型的な内容規制であり、憲法がもっとも警戒してきた言論の自由に対する侵害である。

ではこの時、有権者の判断を誤らせる目的で虚偽の言論を流布する場合はどうか。例えば政策 A を採用した外国の例では、(実際には発生しなかった) X のような経済効果が見られたので、A を採用すべきだと A に投票するよう誘導する場合である。こうした言論は、消費行動に置き換えてみた場合に、ありもしない利益を提示して顧客を誘引する行為と本質的に同じであり、そのような商取引の方法が、優良誤認などの理由により、景品表示法(アメリカ法においてはランサム法)によって禁止されることはよく知られている。本研究では、虚偽の言論の規制を、このような商品間の選択ではなく、商品の性質に関する誤表示の問題であると捉え直すことが、虚偽の言論の規制の有力な根拠となると考える。このことは次の 2 つの研究成果から裏付けられる。

第 1 はドイツ法の動向である。ドイツにおいても、言論の自由が民主政を支える重要な権利であり、マスメディアは国民の知る権利に奉仕するものであるとの認識に変わりはない。特徴的なことは、研究分担者の調査によれば、2020 年 11 月 7 日に、23 次改正まで続いた従来の放送州際協定に代わるメディア州際協定(以下、「州際協定」と記す)が発効したことである。州際協定の特徴は、ジャーナリズム的・編集の関係において規制を講じている点にある。ジャーナリズム的・編集とは、意見形成に貢献する提供物の制作と時宜にかなった送信を目的とする計画的な活動を意味する。興味深いのは、この規制枠組みの背景にある、ドイツ連邦憲法裁判所の放送判決により示されてきた憲法上の放送概念である。それによれば、ドイツ基本法 5 条には、そもそも意見形成の自由という考え方が内在しており、それは単に、表現をする側が自由に意見表明を行うということを超えて、情報の多様性と質の保障を目的とする規制枠組みの必要性を認めるものである。虚偽の言論の規制は、この質の保障に取り込むことが可能である。すなわち言論の自由を認めるからこそ、言論を流通させる側は、言論の質について責任があるという考え方であり、放送法という、言論の自由の中でもやや特殊な位置づけが与えられる法分野ながら、フェイクニュースと呼ぶのであれ、あるいはより広く虚偽の言論と言うのであれ、それらが流通する過程を規律する法分野で、規制の可能性のみならず義務までが肯定されていることは、我が国の今後の規制のあり方を考える上で示唆に富む。

第 2 はパブリシティ権と言論の自由の関係である。パブリシティ権は多面的で、説明が困難な権利であるが、その要諦は、自己の氏名なり容貌なりを、他人が無断で使用しないことを求めることを可能にする権利である。有名タレントが自社の製品を支持しているかのように見せるために、商品の広告に当該タレントの写真を勝手に載せてしまう行為に典型的に見られるように、パブリシティ権を根拠に、他人が作り出したもの(言論の場合、商品の場合を含む)で自分の名前を用いてはいけないと主張することが可能である。もっとも、多くの場合、パブリシティ権と言論の自由では、言論の自由が上回る。本人が望まないからと言って「あなたの作品の中で、自分のことを話題にしないように」と言う権利は、そもそも言論の自由に劣後する。しかしながら、アメリカの研究者である Post と Rothman は、公的議論においては、混同型と呼ばれるパブリシティ権の侵害は、言論の自由を上回って、規制が可能であると言う。この考え方には、そもそも言論の自由を保護するのは、流通する情報を増加させ、公的議論を促進するためであるが、議論の基礎となる情報に誤りがある場合、人は公的議論に適切に参加することができない。選挙の候補者がある有名人から支持を得ていると公衆を欺くことができるようにしても、誰の利益も促進しないからである。

これら 2 つの議論に共通するのは、言論の自由においては、そもそも言論の真正性が前提とされているということである。したがって言論の自由が保護しようとする自由な意見や情報の交換を阻害するという害悪をもたらすため、言論の真正性を欠く虚偽の言論は規制可能であると言うことができるのである。

次に検討するのは、具体的な規制方法である。直接的に虚偽の言論を規制することは、内容規制に該当するため、法学的な伝統的な知見に従えば、規制は不可能ということになる。したがって方法としては、合憲となる可能性が、内容規制に比べて幾分高まる内容中立規制によるか、そもそも規制法という形をとることを諦めるかである。後者の点で参考になるのは、大阪市のヘイトスピーチ規制法が採用する、問題となる言論を行う者の氏名を公表する方法である。上記のアメリカで行った選挙管理委員会のメンバーとのインタビューにおいても、ヘイトスピーチへの対処方法として氏名公表を行うことについて意見交換を行った。そこでは、表現そのものを規制せず、氏名が公表されることの不利益にとどまることから、違憲性に関する議論を回避する上で有効な方法であるという肯定的な評価が得られた。この点につき、我が国のヘイトスピーチ規制についてかなり詳細に分析した報告を、ミシガン州立大学ロースクールにおけるシンポジウムで行ったところ、やはり肯定的な評価が得られた。言論の自由を強く保護するアメリカ法において、言論そのものを規制の対象に据えない氏名公表というやり方は、妥協点として受け入れられる余地があるように思われる。

内容中立規制については、研究開始以前から、虚偽の言論が拡散する経路に関する規制として、

例えば Twitter で同一人物が複数のアカウントを所持し、一斉に同内容のツイートを発信する行為を規制することができるかを検討していた。本研究期間中にこの論点について深く掘り下げることができなかったが、研究期間の終盤ではあったが、ドイツ人研究者との意見交換において、SNS の発信規制は、内容中立で、虚偽の言論の規制として有効な手段たりうるという意見に接することができたのは、1つの収穫であった。

最後に救済における問題について言及したい。虚偽の言論のターゲットとされた本人は、名誉毀損やプライバシー侵害、人格権侵害を主張することになるが、事実と違うことが名誉毀損に該当する、すなわち社会的名誉の低下と同視できるかどうかは検討を要する。またプライバシー侵害についても、虚偽の事実を述べることは、当人のプライバシーを暴露されたわけではない。そこでこの問題について1つの可能性を提示するのは、人格権ないし人格的利益の保護という考え方である。「人が自己自身の人格的価値について有する主観的な価値」を我が国では名誉感情として議論するが、それが単独の保護法益たりうるかどうかについては、判例も学説も見解が別れているのが現状である。

このことについて研究分担者の調査によれば、イギリス法においては false privacy という概念が生成されつつあることが確認されている、アメリカ法における false light に類似する構成をとるこの考え方は、自己に関する何かが侵害された(例えば自己の名誉が低下した、誰にも明かさなかった秘密が暴露された)という構成を取らずに、自己に対して誤った印象を持たれた不愉快さを根拠とした訴えである。比較的新しい訴訟の類型であると言え、アメリカでは実際に、自己の信用情報について誤った情報が利用された例などが報告されている。我が国では、社会的名誉の低下とともに、複合的、ないし補充的に主張される名誉感情侵害が、今後、単独の保護法益として発展していくかどうかについては、諸外国の状況を中止する必要があるだろう。

総じて言えることは、漠然とした不愉快さを、不法行為法の伝統的な損害論の中にどう位置付けるかという課題が依然として残されている。近年 SoIove がプライバシーを多元的な物事を包摂する総称ととらえ、プライバシーという語で関連付けられる多様な事象をプライバシー問題とすることで、プライバシーの名の下に保護できる領域を拡張しようとする動きがある。情報の入力、判断、意思決定という一連の作業において、完全な自律と、自己が望まない情報から逃れる利益を想定しうるこうしたアプローチは、自身について虚偽の情報を広められた場合のみならず、その虚偽の情報を信じて、本来であればしなかつたはずの意思決定を行った場合も、保護の対象に含めることが可能になる。この点、そもそもプライバシーとは何か、あるいは人格権(人格的利益)とは何かということについて共通理解を得られているとは言い難い日本法の状況は、未だ多くの課題を残していると言える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 93巻10号
2. 論文標題 国民の知る権利と番組編集準則をめぐる憲法訴訟	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 120-125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 89
2. 論文標題 デジタル化時代における公権力担当者の『表現の自由』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 7-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 98巻4号
2. 論文標題 公権力担当者の『表現の自由』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 150-157
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 6
2. 論文標題 「国民の知る権利」のメディア論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 79-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 479
2. 論文標題 デジタル・ジャーナリズムと放送	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 17-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 30
2. 論文標題 言論の自由と情報法制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 53-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 92巻 2号
2. 論文標題 取材・報道の自由を語る作法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 86-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 86
2. 論文標題 放送法制における区域外再放送の位置づけ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 23-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 87
2. 論文標題 公権力担当者の表現の自由に関する覚書	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 1-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Koji Higashikawa	4. 巻 29
2. 論文標題 Bold Solution from Easy Cases: The Development, Benefit, and Concern on Japanese Hate Speech Laws	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Michigan State International Law Review	6. 最初と最後の頁 261-303
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 東川浩二	4. 巻 2022-1
2. 論文標題 パブリシティ権を整理する (Robert C. Post & Jennifer E. Rothman, The First Amendment and the Right(s) of Publicity, 130 YALE L.J. 86 (2020)の論文紹介)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 62-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 90
2. 論文標題 対抗権	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 1574
2. 論文標題 デジタル情報空間における公共放送	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 26-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 11
2. 論文標題 放送概念のプロセス化	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 40-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上机美穂	4. 巻 55
2. 論文標題 事業者による個人応報の利用と消費者の保護 利用の同意・撤回を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 25-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 東川浩二	4. 巻 438
2. 論文標題 Twitterからのブロックに関するアメリカ法の動向	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 西土彰一郎
2. 発表標題 公権力担当者の『表現の自由』
3. 学会等名 ドイツ憲法判例研究会（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 上机美穂
2. 発表標題 学術論文とプライバシー（最判令和2年10月9日裁時1753号1頁）
3. 学会等名 国際取引法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 東川浩二
2. 発表標題 内容規制・内容中立規制と専門職言論について
3. 学会等名 選挙言論研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 上机美穂
2. 発表標題 プライバシー・名誉侵害における謝罪文の効用
3. 学会等名 21世紀不法行為法研究会 オンライン開催
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 東川浩二
2. 発表標題 選挙言論の規制 オハイオ州の場合
3. 学会等名 関西アメリカ公法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 東川浩二
2. 発表標題 More Powerful Approach for Hate Speech in Japan
3. 学会等名 Michigan State University College of Law International Law Review Symposium (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西土彰一郎
2. 発表標題 公権力担当者の発言と政治的中立性義務
3. 学会等名 ドイツ憲法判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 上机美穂
2. 発表標題 判例研究報告「Twitter上の「いいね」と名誉感情侵害(判例研究東京地判令4年3月25日West law2022WLJPCA03258002)」
3. 学会等名 第7回企業実務法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 上机美穂
2. 発表標題 デジタル広告から考える個人情報とプライバシーの保護
3. 学会等名 日本消費者学会第15回大会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	上机 美穂 (Kamitsukue Miho) (00508707)	東京経済大学・現代法学部・教授 (32649)	
研究分担者	西土 彰一郎 (Nishido Shoichiro) (30399018)	成城大学・法学部・教授 (32630)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------